

近世日本の屍体供養

日本医史学雑誌第五十三巻第四号 平成十八年二月二十四日受付
平成十九年 十二月二十日発行 平成十九年六月 八日受理

香 西 豊 子

東京大学

〔要旨〕 近世日本の解剖に関する研究は、従来、観感した者がいかなる知見を得たか、あるいは、西洋近代医学の解剖学が日本においてどのように波及したかなど、概して医家らの営為に照準を合わせてすすめられてきた。本稿では、これを補完すべく、腑分に付された屍体に注目し、それらの属性やそれらに対する医家らの態度を、屍体供養に関する記録から検証した。その結果、おなじ供養とはいえ、現代のそれとはまるで異なる屍体の扱いが明らかとなった。

キーワード——屍体供養、「起源」の語り、医史学の方法論

はじめに——解剖体供養の「起源」

全国の医学・歯学の教育機関は、年に一度、厳肅なる式典をもよおす。解剖体(1)の供養式典である。その年の解剖学実習で学生らの勉強の糧となった遺体にたいし、一堂に会して弔いをあげるのである。

学部長をはじめとして、解剖学教室の教職員や献体団体の関係者、そして遺族の列席のもと、式次第はしめやかに進行する。葬送の過程で数年間の特殊な経験をした遺体は、こうして再び、帰すべきところへと帰ってゆく。

この解剖体供養するという営みは、日本においては、解剖そのものと起源を同じくすると言われる。つまり、一七五四年（宝暦四）に京都で、山脇東洋一党によって観臓がおこなわれ、一月後に屍体の法要が執り行われたのだが、それが現代の解剖体供養の濫觴とされているのだ。

たとえば、瀧浦文彌は、法要の際に東洋の上げた祭文を、「これが今日廣く行はれる解剖體祭の嚆矢だと云はれる(2)」と紹介している。また、小川鼎三も、『臧志』の記述によりつつ、東洋の屍体供養を「これは我が国の諸学校で今日でも毎年盛に行われる解剖体祭の淵源である(3)」と位置づけている。比較的近いところでは、杉本つとむが、「この慰霊の祭りこそ、現代でも大学医学部などで行われている解屍慰霊祭の淵源ということになる(4)」と記している。

ともに屍体を弔いたたえるものと括ってしまえば、東洋の屍体供養と現代のそれとの間には、たしかに、一つの系譜が浮かび上がるのかもしれない。しかしながら、そうした性急な同定をかける前に、手続きとしてまず検証されるべきは、近世の屍体供養とは何であり、ひるがえって、現在における供養とは何なのかということではなからうか。(5)

はたして、近世の腑分は、いかなる屍体をもちい、それをどう扱っていたのか。本稿では、屍体供養に関する記

録(位牌や祭文など)の分析をとおして、この点に検討をくわえてゆきたい。この作業はまた、医家らの得た知見におもな関心を注ぐ、従来の近世日本の解剖に関する研究を補完する試みの一つでもある。

一、『臧志』「祭夢覺文并序」にみる屍体供養のありかた

まずは、現代の解剖体供養の濫觴とも目されている、山脇東洋一党の屍体供養からみていこう。

周知のとおり、山脇東洋らは一七五四年(宝暦四)、京都所司代に屍を請うて観臓をおこない、五年後の一七五九年(宝暦九)に、その所見を収録した『臧志』を公にした。この書の有する日本解剖学史上の意義については、すでに多くの先行研究がある。日本ではそれまで、人の腑分・観臓は「不応為」のこととして行われていなかった。それだけに、『臧志』は当時の医家らに多大なる影響をあたえたのだった。

いま精読しようというものは、そのなかの「祭夢覺文并序」という小節である。そこには、東洋らが観臓の一月後に、屍体となった三十八歳の「屈嘉」にむけて法事を修したことがつづられている。「屈嘉」には、「猶ほ大夢頓に覺ます者のごとき」その功にちなんで、「夢覺」と号がつけられ、その位牌は京都の誓願寺随心庵に収められたという。以下が、その時の祭文である。

祭夢覺文

嗟乎夢覺や、賊殺の跡無しと雖も、實に姦偽の魁たり。領を延べて嚴刑に羅る。天網豈に恢々たらんや。一身刀を膏し、流血叢を塗す。遊魂何くにか在る。葬埋誰れか終ふる。嗟呼已んぬるかな。嗟乎夢覺や、生きて相識らず、死して面を見ず。契を曠莫に結び、悲を含みて寒え戦く。心膈を拆開し、肺肝を洞視して、不言の教を受く。殆ど舊歡に比す。嗟乎夢覺や、忠臣と烈士と、赤族自ら榮と為す。名節泰山に重なり、青史百世に

鳴る。吾道終に廢れずんば、子が功日月を争はん。骨朽ち功朽ちず、身後の名を成すに足る。子奚ぞ侮辱を悲しまん。子何ぞ情を慰めざる。誠を陳べて薄奠す。尚くは饗けよ。寶曆甲戌年。三月七日。醫官法眼山脇尚徳頓首再拜^⑥

そなたは官吏を偽り博徒を嚇し、しばしば金を盗んだ罪人ではあった。だが、死後に身を呈した功は大変なものである。その功は後世にも伝えられるであろう。だから、どうか安んじてこの薄奠を饗けてくれ——、というのだ。この祭文からも明らかのように、このとき官より東洋らに下付された屍体は、斬首後の刑死体であった。法制史の研究によれば、腑分・観臓に付されたのは、刑死体のなかでも特に「死罪」という刑罰（庶民にたいして言い渡された死刑の一つで、「下手人」よりも重い罪状に問われた者に課せられた）に処せられた遺骸だった。そして、それは通例、「様もの」（刀剣の試し斬りの材料）にされるか、「醢」（塩漬け）にされて「取り捨て」られるかしていたという。その点を考え合わせると、東洋らはこのとき、牢屋敷の仕来をおして法要を行い、祭文をあげたことになる。東洋の屍体供養に言及する論考のなかに、この祭文を「ヒューマニズム」の発露と捉えて賞賛するものもあるのは、そのためである^⑧。

屍体への法要がおこなわれたこと自体については、本稿もまた、その意義を称揚するに吝かではない。ただし、それが現代に言う「ヒューマニズム」へと短絡されうるかについては、懐疑的である。

というのは、この祭文を一つのテキストとして見てみると、それが単に死者を慰霊するものではないことが見えてくるからである。祭文は、いくつかの要素——①刑死者の罪状、②死者への哀悼の意、③観臓から得られた知見とその意義、④屍体としての榮譽——から成っている。つまり、死者の霊を慰める一方で、死者の生前のよろしくらぬ行状を言い連ね^①、それでもって死者にたいし、腑分にあてがわれたことの因果を含めている^④のだ。

さらに付言するなら、祭文は、一方ではたしかに刑死者「屈嘉」に向けられている。だが、それが儀礼の場であげられるにとどまらず、あえて刊行物に採録されたことを勘案すれば、その意図するところは他方で、屍体に刑死体を用いたことの妥当性ならびに腑分・観臓の意義を世に知らしめることにあった可能性が高いのである。⁹⁾

こうしたことからすれば、東洋の屍体供養は、「ヒューマニズム」なる語で言い表せるような、対等な関係性を前提としているわけではないことは明らかである。東洋と「屈嘉」の立ち位置には、歴然とした差がある。そして、屍体は、あくまで罪人の死体として一方的に解かれ、一方的に弔われているのである。

二、「祭夢覺文」以降の祭文の分析

こうした「祭夢覺文」における屍体への態度は、ひとりそれのみに見られる特徴なのだろうか。これ以降に記録された祭文——とはいっても、管見の限りでは四例しか現存しないが——についても検討してみよう。

(一) 一七八九年(寛政元)の中原玄常による祭文

「祭夢覺文」の次に古い記録としては、一七八九年(寛政元)に萩であげられた、栗山幸庵らによる祭文がある。¹⁰⁾ 「賊忠兵衛ノ牌」にすぎされた栗山幸庵の文によれば、そのときの死骸は、生前「忠兵衛」といったという。播州姫路の生まれで海賊行為や強盗・強姦などを繰り返した。観臓は同日中に、数十人によって行われている。二八日に大谷刑場にて死罪・梟首に処せられたのだった。観臓は同日中に、数十人によって行われている。

解かれて後、「忠兵衛」には「田本谷理性」という法号が与えられ、保福禅寺に位牌がおさめられた。祭文は以下のとおりである。

祭盜忠兵衛文

嗟呼理性、禍福門無く、惟だ人自ら執る。罪有れば刑有り。又た何ぞ嗟くも及ばん。汝が行事を跡ぬるに、罪数ふに勝へず。海盜陸竊、此來彼去。越して人貨を殺め、狡姦是れ務む。宜なるかな法に麗り、頭足處を殊「異」に同じ」にす。嗟呼理性、君子は罪を惡み、其の人を惡まず。汝の就戮に臨み、孰れか心に憫れまざらん。況んや其の屍を得て、刳剥し觀に供す。吾が道を益すと雖ども、亦た曷ぞ暴殘ならざらん。九藏百脉、位置形□、寸斷質疑し、細視して惑を辨ず。汝吾が徒に、曷ぞ此の賊を受けん、吾が徒汝に、曷ぞ此の徳を得ん。嗟呼理性、刑死幾許ぞや、其の人皆朽つ。汝戮辱せらると雖ども、其の功悠久なり。吾其の功を喜ぶ、何ぞ宿咎を責めん。辭を矢ね奠を設け、汝を冥黜に安んず。

中原煥玄常撰〔□〕内は引用者による補足。□は虫損等による不明文字を表す。以下、同じ

先の「屈嘉」への祭文と同様に、ここでも祭文は、屍体を「盜忠兵衛」（引用中の傍点は引用者。以下これに同じ）の骸と微づけたうえで進行している。テキストには、おなじく①から④までの要素が含まれていることが読み取れるだろう。

（二）一八一五年（文化十二）の中所是教による祭文

栗山幸庵は、その後ふたび屍体の下付を請い、一八一五年（文化十二）にも觀臟をおこなっている。今回、屍体となったのは、鹽川刑場で処刑された三十四歳の「彌助」の遺骸であった。⁽¹²⁾「盜彌助之牌」には、彌助が幼いきより狡猾であり、長じて犯したさまざまな罪によって処刑、觀臟され、「忠兵衛」と同じく保福寺で、法号「劍覺了性」をいただき法要をうけたことが記されている。祭文は、つぎのようであった。

了性を祭る文

嗟呼了性、隠たるより見はる莫し、微なるより顯はる莫し。大奸積悪、何ぞ其の非を終へん、嚴刑に首を殞す、影響違はざらん、慘怛の跡、孰れか歎歎せざらん。嗟呼了性、吾徒齷集して、汝の屍を剮剥す。九蔵の位置、機転窺ふべく、百脈貫通し、活動知るべし。名に于て実に于て、明察遺す無し。嗟呼了性、衆疑惑ふ所、唯だ汝是に対へ、羣籍の校する所、唯だ汝是に代る。之を不朽に施す、汝の功何ぞ廃せん。薄奠尚くば享けよ。

中所龍仙是教撰¹³⁾

この祭文についても、死者への態度は、前二例と同断である。「嗟呼了性——」と呼びかけを三度くりかえしながら、死者にたいして、遺骸が剮剥された経緯とそれが果たした功とを、諄々と説き聞かせているのである。

とはいえ、ここで以上の三例から推し量って、ただちに近世の医家らの屍体に対する態度を一般化するのには速断である。というのも、最初の屍体供養をおこなった山脇東洋と、二・三例目の栗山幸庵とは、医の門流をおなじくしていたからである。屍体に謝意を表しつつも、そこに生前の罪業を重ねるという態度は、その一門に特有のものであった可能性もあるのだ。

その点から言えば、つぎに挙げる屍体供養の例は、たいへん参考になるだろう。東洋の観臓から約七十年後（幸庵の二度目の観臓とほぼ同時代）の京都で、別の一党によっても、屍体供養はとりおこなわれていた。その事例である。

(三) 一八二二年（文政四）の小森桃塙一党による祭文

一八二二年（文政四）、海上随鷗門下の小森桃塙・池田義之らは解臓を挙行し、翌年、その記録を『解臓圖賦』

と題して刊行した。⁽¹⁾この書は幾度か板行を重ねてはいるが、解臈所見のみならず使用した機器から人員の配置まで、当時の腑分のあり方を今につたえる、非常に貴重なものである。

それによると、官吏より屍体を受けると、まず「水火ヲ取テ之ヲ祭」ったという。そして、解臈の後にあらためて、誓願寺にて祭礼を催したのだった。

このとき屍体となつたのは、二十三歳の除籍刑人「教道」の遺骸であつた。以下がその時の祭文である。やや長くはあるが、今まで活字に起こされていないことをかながみ、全文を引いておく。

祭屍の文

吁嗟爾ぢ、陰陽氣を流き、五行形を凝しめ、肢體全く具して、性質も自から正しからんに、抑そも何の蔽^{おほ}ふ所ぞ、意を立ること誠ならず、其明德を亡して而して黯行を致し、官教嚴肅なるに、以て懲^{こらしむ}ること克^{あた}はず、首躬處を異にして、此重刑を犯せり。嗚呼哀かな、四海の中、弟兄に非るは莫し。爾ちが是に至れる、誰れか情を痛しむること無らん。而るに今 官に請ふて、爾の屍を賜ひ、復たび爾が體を解して、粉碎分離す。憶^{おも}ふに爾我を以て忍と為して、或は當^{あた}に之を恨むべし。我れ豈に爾を忍んや。是れ已むことを得ずんばなり。請ふ告るに故を以てせん。聊さか爾が意を解せよ。夫れ醫家内經の説、空譚妄妖、是が為めに誤治するも、亦天^{ぼつ}殛すること多し。吾黨戚焉、實に一朝に非ず。其の道を思議すれども、荒として標を得ざりにしに、西洋の學、一たび吾 邦に傳へ、解體の説、日に興り月に隆^{さか}に、實驗明徴、當に以て宗と為べし。然れとも精微の極、反て疑を致すこと有り。夫れ漢を宗とする者、或は因て之を駁し、後學を引誘して、以て其私を立て、過を重ねて顧みず、人を欺き自から欺むき、無辜を誤殺するも、仁慈を念^{おも}ふこと無し。吾師之を憂て、前に刑人を請ひ、臈を解し腑を剖して、以て其真を徴し、其徒に標示して、道^{こころ}茲^{こころ}に信を得たり。然れとも後來の者、此に與^{あつ}らず、

憾を致すこと少からず、且つ疑を懐くこと有り。是に於て爾を請ふて、再たび此事を擧す。豈に其れ之を忍びんや。實に已むことを得ざればなり。且つ其れ爾が性、本来善良、其れ將に死せんとすなり。必ず悔て自から傷せん。然らば則ち當に云べし。幸に醢^かに爲ることを免れ、棄屍人に益して、以て前罪を償なふ。何ん為れぞ之を忍ぶとして、而して恨を懐んやと。吾黨も亦云はん。爾が悪未極まらず、幸に衢^{ちまた}に尸する「さらしものになる」こと無く、臍を解し腑を剖して以て規矩を得、業精^{くは}しく道明にして、千歳の誤を正す。是皆な爾が賜ものなり。豈に泥塗に比せんやと。當に事を終るの後、靈を佛寺に歸し、資を給し物を供して、永世之を祭らん。若し其れ依ること無きの魂、託する所有りと爲して、爾が親以て喜ばば、我輩も亦樂まん。屍に臨んで惻恒、哀情に堪へず、懇懃爾に告るに、我が懇誠を以てす。爾ち若し知ること有らば、諦聽^{てい}して之を饗^あけよ。

ここで、祭文の形式が前三者とは若干異なっていることに、まず目が留まるであろう。叙述の進行にも繰り返しが多い。

なかでも顕著なのは、解臍の意義(③)について、より多くの言葉が費やされていることである。解臍という営為には、新たな知見を得る方途である以上の、西洋の学の正当性を「漢ヲ宗トスル者」や「後學」に「標示」し、無辜の人々を医の弊害から救うという意義が見出されており、その効果が切々と説かれているのだ(屍体をとむらうことが第一義の祭文が、同時代の学理のせめぎあいと無縁ではありえなかったということは、それ自体、興味深い。それはまた、学理の正しさを論証するための媒体ともなっていたのだ)。

いずれにせよ、テキストの含む要素という点から観れば、この祭文も他の例と変わりない。屍体は刑余の死体として、一方的に解体され、死者不在のまま一方的に法要されている。『解臍圖賦』が『臍志』同様、刊本として編まれていたことからすれば、このテキストもまた、死者への語りに仮託して解臍の意義を周知させるといふ意図の

下にあったのだろう。

(四) 一八六一年(文久元)の岡部養竹および山本宗平による祭文

最後にいま一つ、幕末の福井にてとりおこなわれた屍体供養の光景をみてみよう。

一八六一年(文久元)、半井仲庵らは、男女二屍(男屍の年齢・名称は不詳、女屍は四十一歳・「のゑ」)の解臈をおこない、翌一八六二年(文久二)に『解臈圖記』をまとめた⁽¹⁶⁾。この書には、屍体となった者への法要の様を描いた、めずらしい絵図が収録されているが、その絵図の両脇には、つぎのような祭文が書き込まれている。

祭解剖刑屍文

汝重罪を犯し、死刑に就く。其れ自ら致す所と雖ども、嗚乎痛ましきかな。今又た吾が曹、汝の屍を官に請ひ、肢體を解剖す。実に不仁の如しと雖ども、汝の經絡を聞し、汝の臟腑視る。以て治療に資し、民命を活かすこと有らん。汝刑戮に就き、餘罪を償ふに足る。魂知ること有らば、其れ怨むること勿かれ。尚くは饗けよ。

岡部養竹

嗟乎汝、天寵に因て灵^{れい}「靈」に同じ」生得を為し、人々の性本善^{もと}なり。何の故にか悪を積み、身を亡ぼすに至る。蓋し幼なくは無名にして之を聞かしめ、長じて物慾に誘はれ、遂に盜竊^{せつ}竽^{きゅう}充し、天に罪を獲るか。極刑の惨、汝自ら取りて、頭を断ち形を傷^そなう。誰をか怨まん、誰をか咎めん。然るに人の性本善なり。其れ死に臨み、母の悔ひ且つ慚^はづるも、贖^はひの路無く、声涙を呑み空しく含む。幸ひなるかな、官医人をして尸を解かしめ、以て其の濟世の篤志を助く。然らば則ち、汝以て慚悔の深思を慰むるに足る。医人亦た内景を詳視し、

新たに格致功実を加え、汝の恵を受く。是に於て、解剖畢^{おは}りて後、茶毘浮屠^{ふと}「仏教のこと」の法に従ひ、事に關する者各一辨の香を焚き、汝が為に聊か善業を奨す。嗚呼汝、灵有らば、尚くは饗けよ。 山本宗平

この二つの祭文に見出される屍体への態度も、これまでに見た例と大差はない。腑分のおかげで大功をなし前罪を償うことができたのだから、むしろ幸いなのだと、刑死者らは諭されてもいるのである。

近世の解臍は、罪人の死骸の処遇の一派生形としてであった。それだけに、屍体供養も、純然たる慰霊とはなりえず、どこか世間の罪人にたいする扱いを反映するものであった。

三、結 語

以上、本稿では、現代における系譜語りを端緒として、近世の屍体供養がいかなるあり方をしていたのかを、事例にそって検証してきた⁽¹⁾。その結果、見えてきたのは、現代の形態には単純に比し難い、屍体に対する態度であった。近世の屍体供養は、現代の慰霊祭との関連を言わずしても、それ自体で固有の「意義」をもっているのだ。

過去のある出来事を「顕彰」するに、簡便で説得的な方法のひとつは、それを現代の事象の先駆的な例に見立て、そこに現代的な意味を投入することである。それゆえ、われわれの周りには、「起源」の語りがあふれている。しかし、過去の出来事をもっぱら現代の視点に添うよう意味づけしなおすことは、当の出来事の有していた同時代的な意義を消し去るのみならず、その後の事象の連なり（あるいは切断）までをも見誤らせることになるだろう。そうした二重の錯誤を避けるためにも、歴史を検証する作業は、惜しまれてはならない。

本稿で扱った近世の医家らの祭文の事例は、歴史を叙述することに付随する陥穽の存在を、あらためて提示するものである。医史学の方法論は、平素、とりたてて議論されることはない。だが、それはおそらく、こうした事例

研究の一つ一つにおいて、問われているのである。⁽¹⁸⁾

注記と引用文献

- (1) 本稿で「解剖」という場合、医学・歯学の教育機関において、人体の正常な構造を考究する目的でおこなわれる「正常解剖」を指している。したがって、「解剖体」とは、正常解剖にもちいられる人間の死体をいう。ただし、この「解剖体」という言葉が定着するのは、管見によれば、戦後になってからである。そこで、近世から現代まで、腑分・解剖にふさされる遺骸一般については、慣用に反しない限り、「屍体」で代表させることとする。
- (2) 瀧浦文彌「山脇東洋の解剖體慰靈祭」『医譚』七号、三七頁、一九四〇（昭和十五年）
- (3) 小川鼎三「明治前日本解剖学史」、日本学士院日本科学史刊行会『明治前日本医学史 第一卷』八七頁、日本學術振興會、東京、一九五五（昭和三十年）
- (4) 杉本つとむ「近代医学の源流（二）・日本最初の解剖事情」『日本医師会雑誌』一〇九巻五号、七三九頁、一九九三（平成五年）
- (5) この点に関しては、拙著『流通する「人体」——献体・献血・臓器提供の歴史』勁草書房、東京都、二〇〇七（平成十九年）においても考察している。
- (6) 山脇東洋『臧志』（乾坤）、一七五九年（宝曆九）、東京大学総合図書館（顎軒文庫）所蔵「V11—1777」。「祭夢覺文并序」は乾之巻十丁才より十一丁ウまで。なお、以下、本稿での引用は基本的に、原文が白文のものについては、引用者が訓点を付して読み下し、原文に訓点が施してあるものについては、それにそって読み下した。また、適宜、ルビをおこなった。
- (7) 「石井良助『江戸の刑罰』、岩波書店、東京、一九六四（昭和三九年）」、「平松義郎『江戸の罪と罰』、平凡社、東京、一九八八（昭和六十二年）」ほか参照。
- (8) 杉本・前掲論文、七三九頁
- (9) 前掲の拙著を参照のこと。
- (10) 栗山幸庵自筆原稿は、一九五一（昭和二六）年の時点では、高村庄太郎氏の許にあった（田中助一『防長醫學史（上巻）』一一二頁、防長医学史刊行後援会、山口県、一九五一（昭和二十六年））が、現在は、杏雨書屋所蔵。本稿の記述および引

- 用は、この杏雨書屋所蔵の卷子本（二函三巻）によった（なお、賊忠兵衛ノ牌」「祭盗忠兵衛文」は、ともに第二巻所収）。
- (11) 「人體解剖圖誌」第二巻、杏雨書屋所蔵「研一一二三」。原文は白文。なお、読み下しには、「田中・前掲書、一一八頁」を参照した。
- (12) 「栗山幸庵の第二回解剖」の後にも図誌一帖がつくられ、一九五一年（昭和二十六）の時点では、高村庄太郎氏が所持していたという（田中・前掲書、一一九頁）。本稿では、その原稿を見る機会が得られなかったため、同図誌の活字部分を全文掲載している「田中・前掲書、一一八―一二二頁」の記述によった。
- (13) 田中・前掲書、一一八―一二二頁。なお、訓点は同書による。
- (14) 池田義之『文政四年解臈圖賦』、一八二二（文政五年）、東京大学総合図書館（頸軒文庫）所蔵「V一一一〇〇二」。なお、訓点は同書による。
- (15) 池田・前掲書のうち、「祭屍文」は一丁ウより三丁オまで。
- (16) ここでは、「大武玄夫・編纂『濟世館小史』四二―四三頁、濟世館、福井県、一九三二（昭和七年）」、および『「解臈圖誌」副本』（福井藩文久辛酉解臈圖誌）、四〇丁、杏雨書屋所蔵「乾八四五」」によった。なお、原文は白文。
- (17) 本稿では、屍体にささげられた位牌や祭文に注目して考察をすすめたが、ここで得た洞察をより確信に満ちたものとするために、今後は、各地に残る石碑や塚などについても調査を進める必要があるだろう。
- (18) 医学史には、それが系譜学と社会科学・社会史のいずれであったにせよ、「意味」があることは間違いない。ただ、その「意味」の内実を明確にするためにも、医学史それ自体の存立をめぐる歴史が、そろそろ綴られねばならないのかもしれない。

Rituals for the Dissected in Pre-Modern Japan

Toyoko KOZAI

This paper examines what kinds of bodies were utilized as cadavers in the dissections for medical studies in the Edo period and how researchers treated them, through analyzing the memorial addresses delivered at the Buddhist altar by researchers.

At present, 5 texts are known as memorial addresses for the dissected: 1. from a group led by Yamawaki Toyo to Kutsuka (male) in 1754, 2. and 3. from a group led by Kuriyama Koan to Chyubei (male) and Yasuke (male) respectively in 1789 and in 1815, 4. from a company of Komori Tou to Norimichi (male) in 1821, and 5. from the members of Saisei-kan to Noe (female) and an unknown person (male) in 1861.

All the cadavers were the bodies of executed felons. It was true that researchers bestowed their highest possible praise on them at the rituals; on the other hand they treated them as bodies. Strictly speaking, the rituals for the dissected in the Edo period were not identical with those of today.